

新たな公務員人事の方向性について

～官民間の人材移動の拡大、複線的な人事管理の構築と再就職規制の抜本的な見直しに向けて～

求められる公務員像

行政の変化

- 「官から民へ」
- 「国から地方へ」
- 行政指導から説明責任へ

■ 時代の変化に対応しうる豊かで幅広い知識・経験と確かな能力

■ 効率的・機動的業務遂行能力

■ 国民の目線に立った説明能力と使命感

■ 高い職業倫理

■ 精緻化・複雑化する行政分野に対応した深い専門的知識・経験

▶ 公務外での職務経験、実務経験者の登用が必要

▶ 厳選された人材配置とスペシャリストの育成

⇒ 官民間の垣根を低く

社会・経済の変化

- 国際化の進展
- 官主導から民主導へ

官民間の人材の活発な移動

- 官民参加の協議会を設置 人材移動を抜本的に拡充するため、支援対策の検討、交流企業数の増加等を実施
- 所管関係にある民間企業との交流も可能とする一方、公務の公正性を損なう行為は監視
- 自らの希望による公務員の民間業務体験を支援
- 各府省の官民人事交流計画策定、具体的目標を設定

公務内と公務内外の両面で複線的な人事

定年まで勤務することも可能な人事の構築

- 専門的職務について定年まで在職可能とするスタッフ職俸給表を新設
- 種職員であっても、本府省課長昇進時に管理職としての適性等の絞り込み
- 本府省課長職にある職員を厳格に評価

国家公務員の再就職のあり方の変革

- 再就職情報の内閣での一元管理（離職後一定期間、再就職先を各府省経由で内閣へ届出）
- 再就職ルールについて、公務の公正性に対する国民の信頼に疑念を生じる行為を禁止し、厳に取締るため、行為規制の導入と監視体制の確立を図る（現行規制は廃止）
ルール違反には罰則により制裁
現職公務員 自らの職務に密接に関連する企業に対する、自らの再就職の打診・依頼等を禁止
再就職後の元公務員 離職前在職機関に対する契約・行政処分などの不正な働きかけを禁止
の働きかけを受けた現職公務員 その事実を監察官へ届出・不正な取扱禁止
- 行為規制の監視体制 （中央）国家公務員倫理審査会の改組 （各府省等）監察官を設置
- 公共調達適正化の着実な推進 ● 透明性ある再就職を支援する人材バンクの抜本的強化